

奈良県告示第三百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があつた。

平成二十六年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十六年十一月十一日現在の地番による。）
磯城郡田原本町大字千代八六九番七の一部
- 二 申請者氏名 奈良シティ建設株式会社 代表取締役 金澤俊夫
- 三 申請者住所 奈良市学園南一丁目六番一一号
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 三四・九五五メートル
- 六 指定年月日 平成二十六年十一月十四日
- 七 指定番号 桜土第二六〇四号